

最高裁秘書第5101号

平成29年12月25日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年9月27日付け（同月29日受付，最高裁秘書第4059号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判所が，平成25年3月1日以降に，東京高裁，福岡高裁及び札幌高裁の所持品検査の運用状況に関して取得した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。

